

今年度第6回ヘリテージマネージャ育成講習会がこのほど、福島市の県建設センターで開かれた。今回は「県の文化財行政・景観行政・関係法令」がテーマで、県の教育庁、土木部、生活環境部から関係課担当者が講義した。

援措置は8月20日現在で113件が完了（取り壊し含む）しており、年度内には8割完了、27年度以降着手を含めると9割近くで措置が決まり、残り22件（国指定1、県指定12、国登録9）となる。

助を行っており、蛇の鼻御殿本館・座敷蔵、奥山住宅主屋・洋館、日本基督教団郡山細沼教会堂などで実施した。土木部からは新関永建「建築基準法と歴史的建築物」について事例を基にして説明した。

昭和25年制定の建築基準法に対し、以前からの伝統構法は「出発点、考え方が異なるものであり、建築基準法の最低基準を満たしていないと考えるのは誤解」とし、「基準法は伝統構法を真正面から取り組んでこなかった」と話した。

古民家を活用した改修例を挙げ、そこにかかる都市計画法、建築基準法、消防法などのチェック項目に基づき歴史的風致維持向

重点区域を指定し具体的計画事業を明記することが必要となるが、この事業は「歴史的風致維持向上」に寄与する公共施設で、建築物だけでなく庭園や水路など土木施設にも適用できる。また歴史的風致維持向上支援法人を指定することで民間活力活用にもつながらる。全国で3市4法人ありその一つが白河市の「しらかわ建築サポートセンター」となる。

重点区域を指定し12年には同条例に基づき重点地域を指定するなど、早くから景観に対する意識醸成を行ってきた。16年の景観法制定に基づき、県条例を改正している。景観行政団体は法定団体（自動的に移行した県と中核市）が3、市町村が6。うち景観計画を策定したのは県と喜多方、白河、南会津の4団体。24年国土交通省調査によると景観行政団体移行は須賀川、二本

第6回ヘリテージマネージャ講習

文化財補助制度など学ぶ

歴まち法 メリット、活用法も

教育庁文化財課の金子明洋文化財主査は「文化財の登録制度、補助制度を中心に説明。県内の文化財は3月現在で国指定194、県指定502の計696、登録有形文化財は143、登録有形民俗文化財は2ある。国指定は絵画、工芸品の重要文化財を中心に会津、県指定は考古資料や史跡などで中通りが多い。

うち、震災で被害が生じた文化財は国宝1、国指定45、登録有形文化財35、重要伝統的建造物群保存地区1、県指定66の148件に及ぶ。復旧支援

多し修復が困難になりがちな登録有形文化財については「地域に根差した文化財災害復旧支援」補助を行なった。

また個人・法人所有が多く修復が困難になりがちな登録有形文化財については「地域に根差した文化財災害復旧支援」補助を行なった。

また昨年10月の国家戦略特区では、歴史的建築物に特例措置を設け、規制改革などを検討することとなった。これを受け認定を受けることで歴史的建造物の技術的支援、地域の実情に応じた景観規制など特例措置と、社会資本整備総合交付金（まちづくり、都市再生整備、街並み環境整備交付金等、都市再生区画整理事業）による支援が受けられ、さらに一部は補助率のかさ上げも講

上計画は現在、本県では白河市のみが認定を受けているが全国では46都市（6月現在）に上る。

認定を受けることで歴史的建造物の技術的支援、地域の実情に応じた景観規制など特例措置と、社会資本整備総合交付金（まちづくり、都市再生整備、街並み環境整備交付金等、都市再生区画整理事業）による支援が受けられ、さらに一部は補助率のかさ上げも講

り、建築基準法の最低基準を満たしていないと考えるのは誤解」とし、「基準法は伝統構法を真正面から取り組んでこなかった」と話した。

木造軸組工法はこの伝統構法を基とし構造計算も壁量計算、施工がプレ

て4月には国土交通省が建築基準法技術的助言を通過。条例制定とそれを

基にした建築審査会包括再生整備、街並み環境整備交付金等、都市再生区画整理事業）による支援が受けられ、さらに一部は補助率のかさ上げも講

り、建築基準法の最低基準を満たしていないと考えるのは誤解」とし、「基準法は伝統構法を真正面から取り組んでこなかった」と話した。

生活環境部からは竹内美紀子自然保護課主任建築技師が景観法概要、県の景観行政、補助制度などを説明した。

本県ではバブル期のゴルフ場等乱開発を阻止するため元年に県リゾート地域景観形成条例を制定。10年には県景観条例



新関主幹兼副課長



伏見主任主査



竹内主任建築技師

り、建築基準法の最低基準を満たしていないと考えるのは誤解」とし、「基準法は伝統構法を真正面から取り組んでこなかった」と話した。

生活環境部からは竹内美紀子自然保護課主任建築技師が景観法概要、県の景観行政、補助制度などを説明した。

本県ではバブル期のゴルフ場等乱開発を阻止するため元年に県リゾート地域景観形成条例を制定。10年には県景観条例

り、建築基準法の最低基準を満たしていないと考えるのは誤解」とし、「基準法は伝統構法を真正面から取り組んでこなかった」と話した。